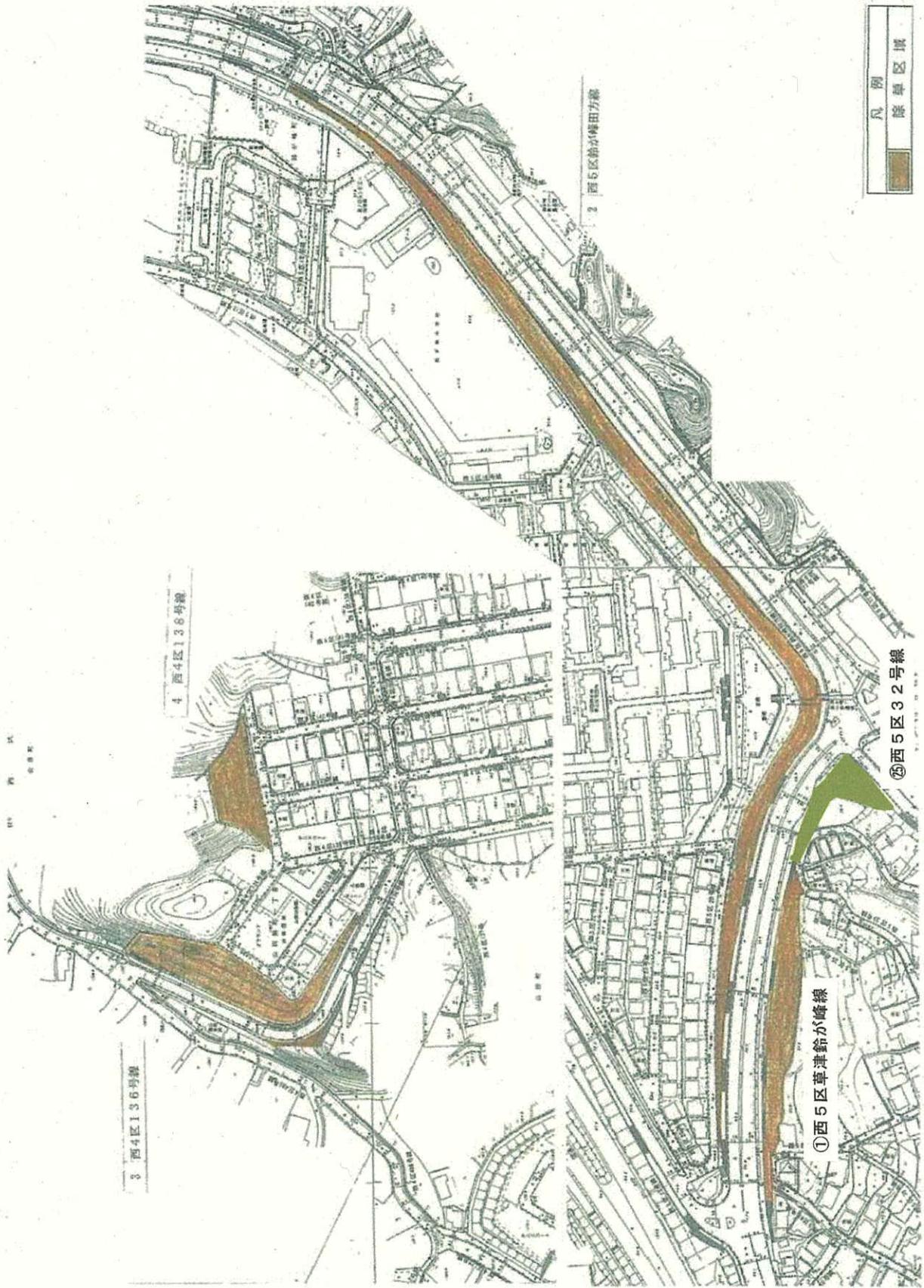


仕 様 書

1. 本仕様書は、西5区草津鈴が峰線ほか道路法面除草業務に適用するものである。
2. 施工箇所は、別添図面のとおりとする。
3. 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書をすみやかに提出すること。
4. 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
5. 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
6. 除草後、刈り取った草や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
7. 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
8. 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう、交通誘導員を作業日あたり2人配置すること。
9. 除草作業時には、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
10. 除草の実施時期については、本市と協議のうえ決定すること。なお、契約締結後速やかに作業に入れるように準備をすること。
11. 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
12. 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
13. 刈り取った草や枯草の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
14. 除草作業にあたっては、ソメイヨシノ、キンモクセイ等の法面に植栽されている樹木及び地被類等を誤って刈り取る事のないよう十分注意すること。
15. 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。



3 西4区136号線

4 西4区136号線

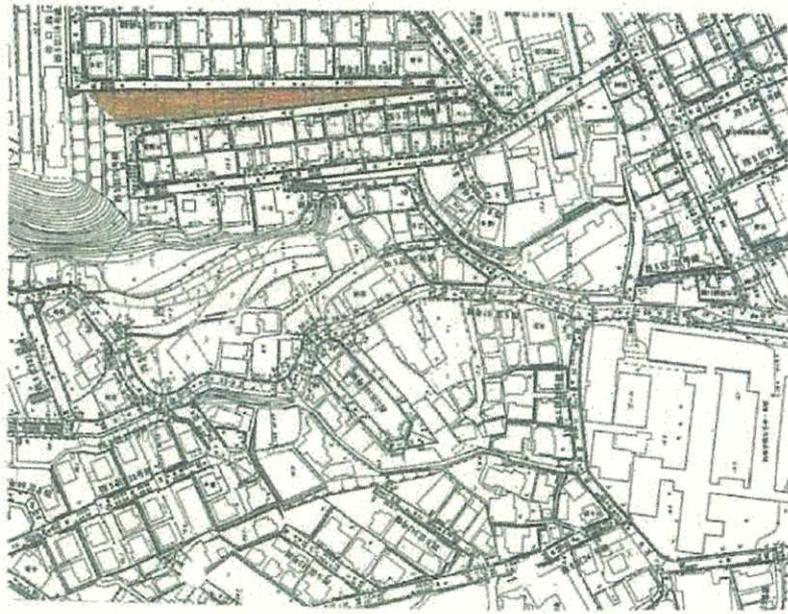
2 西5区新が崎田方線

① 西5区草津鉾が崎線

⑤ 西5区32号線

八 例
陸岸区域

3 西5区18号線



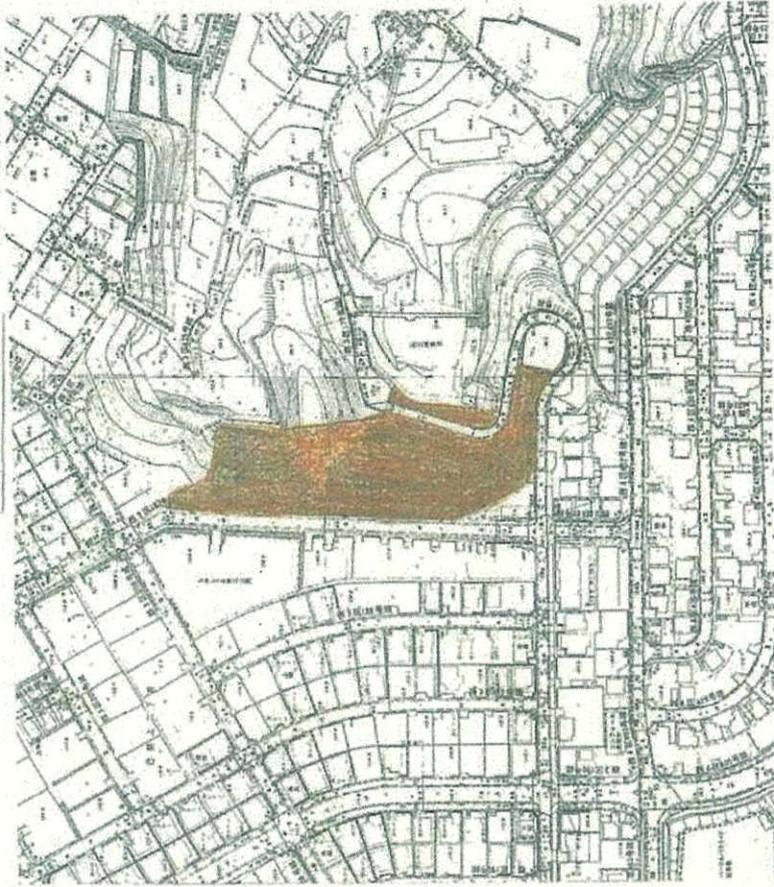
8 西5区326号線



9 西5区358号線

1 西5区311号線

11 西3区187号線



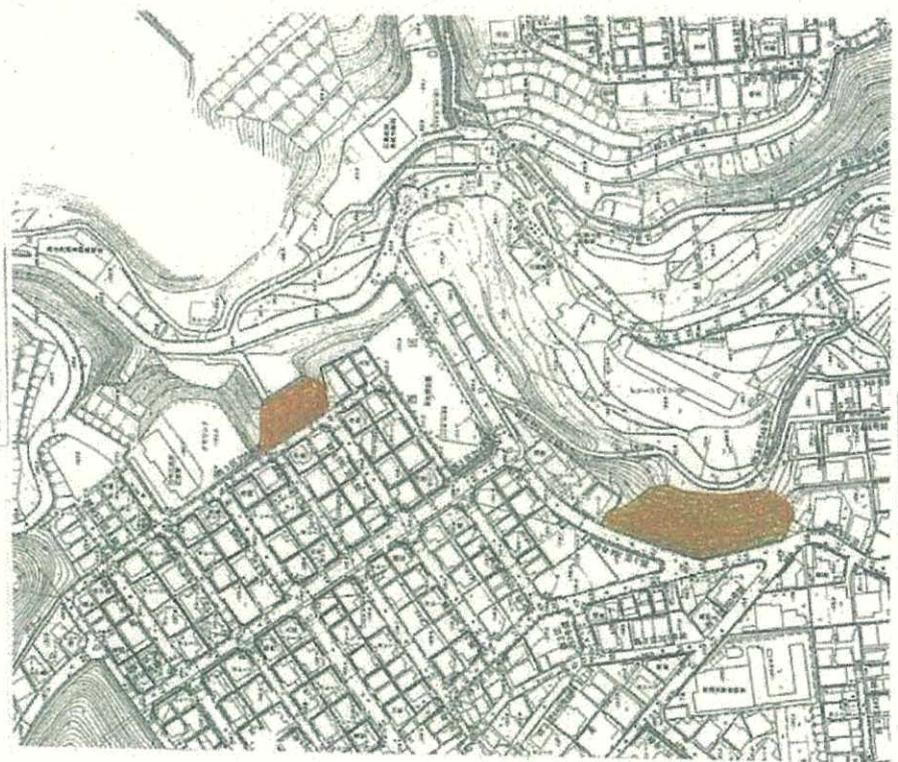
10 西4区107号線



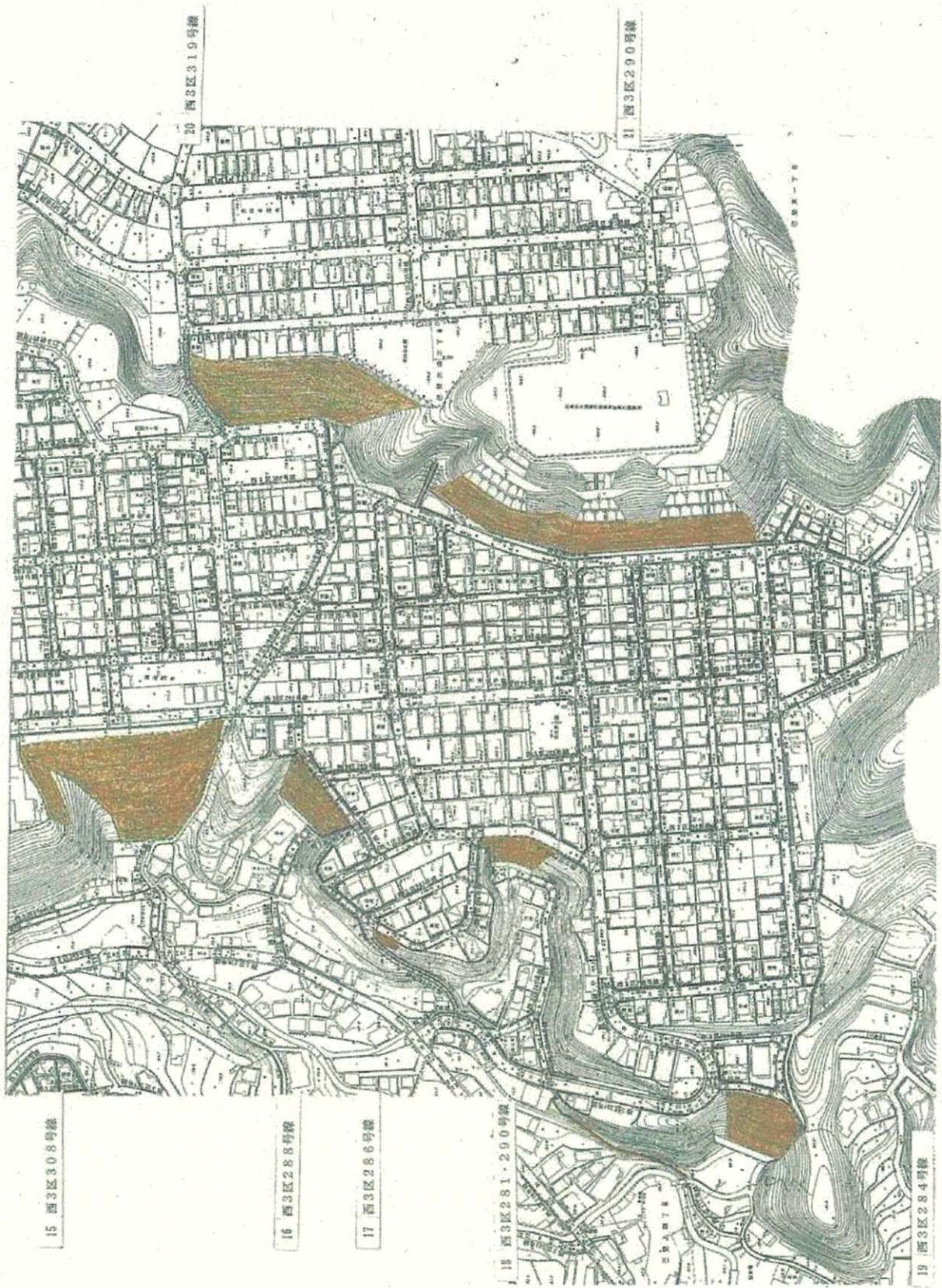
14 西3区327号地



13 西3区359号地



12 西3区355号地



15 西3区308号線

16 西3区288号線

17 西3区286号線

18 西3区281・290号線

19 西3区284号線

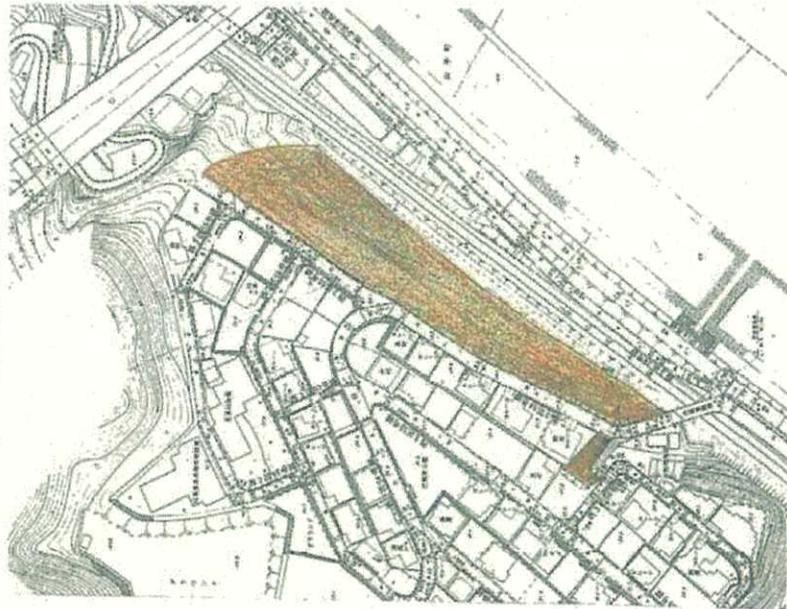
20 西3区319号線

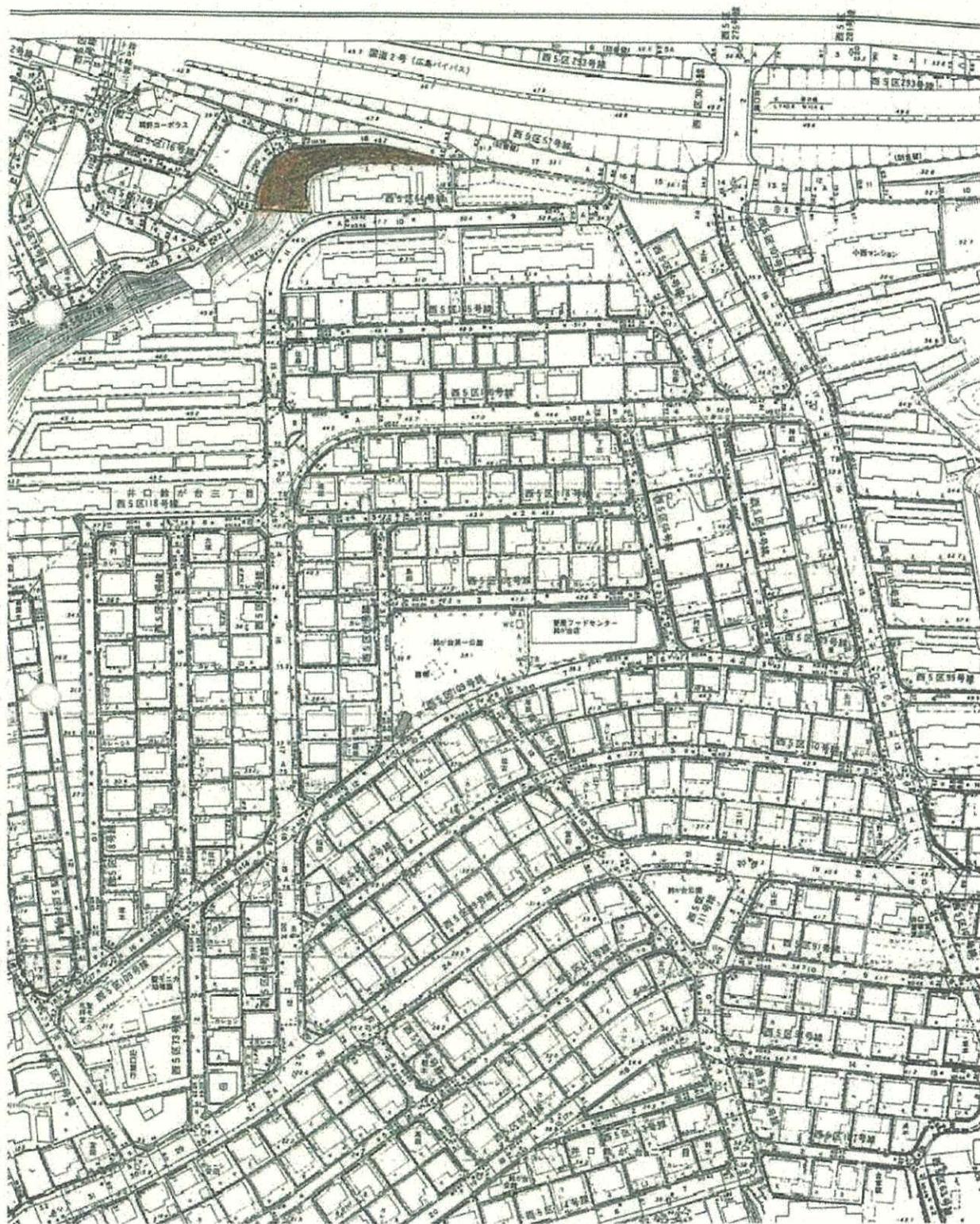
21 西3区290号線

22 西3区436号地



22 西3区64·56号地





積算参考資料

業 務 名 西5区草津鈴が峰線ほか道路法面除草業務

履行場所 西区鈴が峰町ほか

提 示 項 目	提 示 事 項		
諸経費関係	工 種	施行地域・施行場所区分	その他補正
	道路維持工事	大都市（2）	なし
安全対策関係	交通誘導警備員（B）を延べ138人見込んでいる。		
処分費関係	処分量は19.5t見込んでいる。		

（注） この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、委託契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。